

【指定介護予防支援事業所運営規程】

（事業の目的）

第1条 有限会社ヘルスサポートが開設する那覇市地域包括支援センターかなぐすく 指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 那覇市地域包括支援センターかなぐすく
- 二 所在地 那覇市鏡原町1-68

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

- 二 担当職員 5名（常勤5名（うち1名は管理者と兼務））

担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

- 三 事務職員 実情に応じて

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、慰霊の日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 六 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

那覇市	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺 大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、宇栄原1丁目・2丁目・3丁目
-----	--

(苦情処理)

第9条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適

切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（業務継続計画の策定）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第12条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を、従業者に周知徹底する。

二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

（虐待防止）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業者に対する、虐待防止に関する研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡等を行うものとする。

(認知症ケアについて)

第15条 利用者の認知症の症状の進行を緩和するため、次の措置を講ずるものとする。

一 従業者に対する研修の実施

事業所は、認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的として定期的に研修を実施する。

二 認知症ケアの実施

認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境を越え、チームケアを実施することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

パーソン・センタード・ケア(いつでも どこでも その人らしく本人の自由意志を尊重したケア)を実施する。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は、利用者や家族等による従業者へのハラスメントに対し、取り組むべき対策を次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

2 利用者・家族等の様々な状況からハラスメントのリスクを事業所内で検討する体制を整える。

3 ハラスメントの発生ケースを振り返り事業所内で再発防止を検討する。

4 ハラスメントの発生ケースについて利用者の家族・主治医等に報告し連携をとる。

5 ハラスメントの発生ケースについて必要に応じて保険者と情報共有し、連携協力して対応する。

6 苦情対応に当たっては、対応する職員および利用者・家族等の双方の言動がエスカレートしないよう、対応方法について定期的に職員研修を実施する。

7 当事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行い、従業者を具体的対応について話し合う。従業者に今後の対応について明確に示し、利用者・家族等と速やかに話し合いを行い、再発防止策を検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 か月以内

二 継続研修 年 2 ～ 6 回

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ヘルスサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

